

医薬安発 0520 第 1 号
令和 8 年 5 月 20 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の
使用上の注意事項について（周知依頼）

ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の使用上の注意事項については、「ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の使用上の注意事項について」（平成 18 年 9 月 6 日付け薬食安発第 0906001 号）（以下「平成 18 年通知」という。）対応をお願いしているところです。

令和 8 年 5 月 20 日の独立行政法人国民生活センターの発表「酸化染料を含むヘナ製品によるアナフィラキシーが発生」（https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20260520_2.pdf）によれば、テスト対象銘柄のうち、一部の頭髮用製品の商品パッケージ等の表示について、使用上の注意事項に係る表示が不十分なおそれがあったとされています。

つきましては、使用者に対するアレルギー等の皮膚障害に関する注意喚起の充実を図る観点から、平成 18 年通知の内容について、貴管下関係業者、団体等に対し周知方お願いします。

なお、平成 18 年通知の記 1.（2）中「平成 19 年 12 月 26 日付け薬食安発第 1226001 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」」を「令和 3 年 6 月 28 日付け薬生安発 0628 第 11 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」」に改めます。

薬食安発第 0906001 号
平成 18 年 9 月 6 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長

ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類等の使用上の注意
事項について

化粧品の使用上の注意に関する表示については、昭和 53 年 1 月 5 日付け薬発第 2 号厚生省薬務局長通知「化粧品の使用上の注意事項の表示自主基準について」等により示しているところであるが、ヘンナ及びヘンナ由来物を含有する頭髮用化粧品類及び洗髪用化粧品類について、使用者に対するアレルギー等の皮膚障害に関する注意喚起の充実を図る観点から、当該製品に係る容器又は外箱等の記載を下記のように改訂することが適当と考えるので、貴管下関係業者、団体等に対し周知方お願いしたい。

記

1. 使用上の注意事項について

（1）容器又は外箱に、以下の事項を記載すること。

- ・ お肌に合わないときは、ご使用をおやめください。染毛剤でかぶれたことのある方は特に注意してください。
- ・ 使用前に必ず皮膚試験（パッチテスト）を行ってください。

（2）添付文書等に、皮膚試験（パッチテスト）の実施方法を記載すること。

令和 3 年 6 月 28 日付け薬生安発 0628 第 11 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「染毛剤、脱色剤及び脱染剤の使用上の注意について」を参考にすること。

2. 実施時期等について

今後作成する当該製品の容器又は外箱等については、上記 1 の注意事項を記載し、できるだけ速やかに、遅くとも 1 年以内に改訂すること。なお、当面は、上記 1 の注意事項を記載した説明文書又はシールを添付する等の処置で代替することも可とする。

(参考) ヘンナ *Lawsonia inermis*

ミソハギ科の双子葉植物。葉に色素成分であるローソン *lawsone* を含む。通称「ヘナ」とも呼ばれる。表示名称として、「ヘンナ」、「ヘンナ葉エキス」、「ヘンナエキス」等が挙げられる。